【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成17年3月10日(2005.3.10)

【公表番号】特表2000-515186(P2000-515186A)

【公表日】平成12年11月14日(2000.11.14)

【出願番号】特願平10-506575

【国際特許分類第7版】

C 0 8 L 101/16

C 0 4 B 24/22

C 0 4 B 24/26

C 0 8 J 3/12

[FI]

C 0 8 L 101/00

C 0 4 B 24/22 C C 0 4 B 24/26 G C 0 4 B 24/26 A C 0 8 J 3/12 1 0 1

【手続補正書】

【提出日】平成16年7月12日(2004.7.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手続補正書

平成 16 年 7月12 日

特許庁長官

1. 事件の表示

平成 10 年 特 許 願 第 506575 号

2. 補正をする者 事件との関係 特許出願人 名 称 ビーエーエスエフ アクチェンゲゼルシャフト



3. 代理人

住 所 東京都港区西新橋2丁目7番4号

ドクトル・ゾンデルホフ法律事務所

電話 03 (3503) 3303 (代表

野

敏

氏 名 (6181) 弁理士 矢



- 4. 補正により増加する請求項の数 0
- 5. 補正対象書類名 請求の範囲
- 6. 補正対象項目名 請求の範囲
- 7. 補正の内容 別紙の通り



請 求 の 範 囲

- 1. 水性重合体分散液の乾燥における助剤としての、数平均分子量M_n<15 0.0ドルトンを有するフェノールスルホン酸ーホルムアルデヒド縮合生成物また はその塩の使用。
- 2. フェノールスルホン酸ーホルムアルデヒド縮合生成物が、600~120 0ドルトンの範囲内の数平均分子量 $\underline{M_n}$ および $5\sim 15$ の範囲内の $M_{f w}/M_n$ 分 布を有する、請求項1記載の使用。
- 3. フェノールスルホン酸ーホルムアルデヒド縮合生成物を、そのアルカリ金 属塩もしくはアルカリ土類金属塩またはアンモニウム塩の形で使用する、請求項 1または2記載の使用。
- 4. 分散液の重合体が65℃以下のガラス転移温度を有する、請求項1から3 までのいずれか1項記載の使用。
- 5. 乾燥助剤として請求項1から<u>3</u>までの<u>いずれか1項記載</u>のフェノールスル ホン酸ーホルムアルデヒド縮合生成物の少なくとも1種を使用することを特徴と する、重合体分散液の乾燥方法。
- 6. 重合体に対して、乾燥助剤1~30重量%、殊に3~15重量%を使用す る、請求項5記載の方法。
 - 7. 請求項5または6記載の方法により得られた、重合体粉末。
 - 8. 請求項7記載の重合体粉末を含有する、鉱物質結合建築材料。